

平成 27 年度

奈良県中小企業等外国出願支援事業

【公募要領】

(公益財団法人奈良県地域産業振興センター)

〒630-8031 奈良市柏木町 129-1 奈良県産業振興総合センター 3 階
TEL : 0742-36-8312 FAX : 0742-36-4010
<http://www.nara-sangyoshinko.or.jp>

1. 目的

この要領は中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成27年4月9日付け20150324特第3号）（以下「実施要領」という。）に基づき、公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「センター」という。）が奈良県内に事業所を置く中小企業者等の海外展開支援の一環として行う、中小企業者が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願に要する経費の一部を助成する事業における中小企業者等に対する補助金（センターが経済産業大臣等から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とします。

2. 支援対象企業等

中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者、それらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）また、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（20150324特第2号）第2条第7項に定める地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）であり、いずれも以下の要件を満たす者とします。

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 補助金の交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（補助金交付の必要書類）を自らの責任でセンター宛てに提出できること）。
- (3) 補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。

（注）本補助金は、「中小企業者等による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進すること」を目的としており、中小企業者であっても大企業（）が実質的に経営に参画していると考えられる場合（いわゆる「みなし大企業」）については、他の中小企業向け補助金と同様に、支援対象外となります。

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

大企業（）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。

大企業（）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。

役員総数の2分の1以上を大企業（）の役員または職員が兼務している中小企業者。

（）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助対象要件

以下の要件を満たす者が行う産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）とします。

- (1) 既に行っている国内出願を基礎として、採択後かつ平成27年12月末日までに国内出願と同内容で外国出願（特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）における国内移行や、ハ

グ協定に基づく国際意匠出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(マドプロ出願)を含む。)を行う予定の中小企業者等。

(2) 外国出願の基礎となる国内出願と補助金を受けようとする外国出願の出願名義が同一である中小企業者等。

(注1) 中小企業等が外国に出願する際に要する費用が対象です。PCT国際出願の場合は国内移行に要する費用、ハーグ出願の場合は国際事務局(WIPO)に出願する際に要する費用、マドプロ出願の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用も含みます。いずれの場合も、日本国特許庁へ納付する手数料は対象外です。

(注2) 補助対象はあくまでも出願時の費用ですので、出願後の中間手続費用・登録料等は対象外です。ただし、中間手続であっても、審査請求や補正などを出願と同時に実施する場合は、本補助金においては出願費用とみなし、その費用を対象とすることが可能です。

(注3) 外国出願において必要となる書類が各國制度により様々あります(例:公証人証明申請費用、委任状作成費用等)。当該国の制度上、出願に必要であるものであれば、補助対象とすることが可能です。

(注4) 国内弁理士等から国内の仲介事業者を介して実際の出願国の現地代理人に出願を依頼するケースや、国内弁理士等から現地代理人への出願手続きの間に、第三国の代理人が介在したケースにおける仲介手数料の類は、国内弁理士等が直接出願国の現地代理人へ依頼すれば要しない費用であるため、原則対象となりません。

(注5) 対象にできる経費であっても交付決定日からの発注・行為等に基づく費用に限られますので、交付決定日以前に発生した費用(事前着手)は対象とすることはできません。

4. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件に合致する企業及びその出願とする。

- (1) 外国出願を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業等であること。
- (2) 国内の先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (3) 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業等、若しくは、助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること。
- (4) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有している中小企業等であること。
- (5) 当該年度内に開始し、かつ平成27年12月末までに完了する見込みのある事業であること。

5. 補助率及び補助限度額

(1) 補助率 助成対象経費の2分の1以内

(2) 補助限度額 1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。

1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円(複数案件の場合)

1出願に対する1会計年度内の補助金の総額

(ア) 特許出願 150万円

(イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願(次に掲げる商標登録出願は除く)
60万円

(ウ) 冒認対策商標 30万円

予算額の範囲内で補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合があります。

6. 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
　　外国特許庁への出願に要する経費
- (2) 現地代理人費用
　　外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
- (3) 国内代理人費用
　　外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
- (4) 翻訳費用
　　外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
- (5) その他費用
　　本事業を実施するためにセンターが特に必要と認めた経費

(注1) 対象とならない経費は以下のとおりです。

　　国内出願費用、PCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む。）、国内出願・PCT出願の弁理士費用等。

(注2) 特に代理人費用については対象経費が明確に分かるように、経費の支出根拠となる書類（領収書等）を対象経費分と対象外経費分に区別してください。

(注3) 国内代理人から現地代理人への振込手数料については、送金額に関わらず、1回の振り込みごとに手数料が設定されているのが通常であり、国内代理人から現地代理人への送金が複数回にわたって行われた場合、1回の振り込みであれば要しなかった経費が計上されることとなるため、原則、1回の振込手数料のみが補助対象経費となります（複数回にわたって振り込みを行わなければならぬ合理的な理由が認められれば、この限りではありません）。

7. 事業実施期間

- (1) 実施期間
　　交付決定日から平成27年12月末日まで
　　平成27年12月末日までに外国への直接出願又は指定国への国内段階移行が完了していることが条件となります。
- (2) 実績報告書
　　外国への直接出願又は指定国への国内段階への移行完了を確認し、当該出願費用の支払完了後、その日から起算して30日を経過した日又は平成28年1月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

8. 審査及び採択方法

以下の審査を経て、センターが採択を決定します。

- (1) 一次審査（書類審査）
 - 補助事業の目的、形式的審査要件に適合しているか。
 - 二次審査基準に適合しているか。
- (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）
 - 審査機関：有識者等により構成する審査委員会
 - 審査の観点：以下の観点から、審査を行います。
 - 事業計画・事業規模が妥当であり、その達成が十分見込まれること。
 - 事業計画を適切かつ効果的に実施できること。
 - 中小企業等及び産業界に対する波及効果等が期待できること。
 - 事業実施のための財政基盤が十分であること。
 - 事業実施のための管理運営体制が整備されていること。

審査結果は採択決定者に文書により通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。

9 . 補助金の支払い

補助金は、補助事業の実績に応じて交付しますので、実績報告書等の書類の審査及び証拠書類（見積書～領収書、元帳等）などについて現地検査等を行い、内容を確認します。

補助金の支払いは、現地検査を経て実績を確定してからの精算払いとなります。このため、中小企業者は、補助金の交付を受けるまで、経費の立替払が必要となります。なお、立替払にあたっては、銀行振込など金融機関経由で行ってください。

10 . その他の留意事項

- (1) 本補助事業の助成対象経費には、日本国特許庁に支払う費用（PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法（昭和34年法律第127号）第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。）は含みません。また、他の事業者との共同出願の場合には、補助対象企業の持ち分比率に応じた額（ただし、補助対象企業が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。
- (2) 本補助事業に係る他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）からの補助金等の交付を受けている又は交付申請中の場合、本補助事業の補助対象外とします。
ただし、国内出願費用や海外見本市出展等、外国出願に関する以外の補助金等は除きます。
- (3) 原則として、補助事業完了後の額の確定に当たり、経費対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は対象外となります。
- (4) 事業計画どおりに実施されなかった場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (5) 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持ち分比率に応じて補助助成金の申請を行いうものとします。
- (6) 本補助事業に係る消費税及び地方消費税や海外付加価値税（VAT）については、補助対象外となります。
- (7) 補助金の交付決定後は補助事業者名について、センターの判断で公表します。また、本補助事業による海外へ出願を行った事例として、中小企業者等に情報提供を行い、他の中小企業者における外国出願支援等に役立てることとします。
- (8) 本補助事業に採択された場合、補助事業完了の翌年度から5年間、事業化状況等を報告いただきます。
- (9) 外国出願に関するご相談は、本事業の連携相談窓口として以下の機関にご協力いただいておりますので、ご活用ください。

一般社団法人奈良県発明協会

奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター 2階
TEL 0742-34-6115

11 . 事業の流れについて

具体的な事業の流れは次のとおりです。

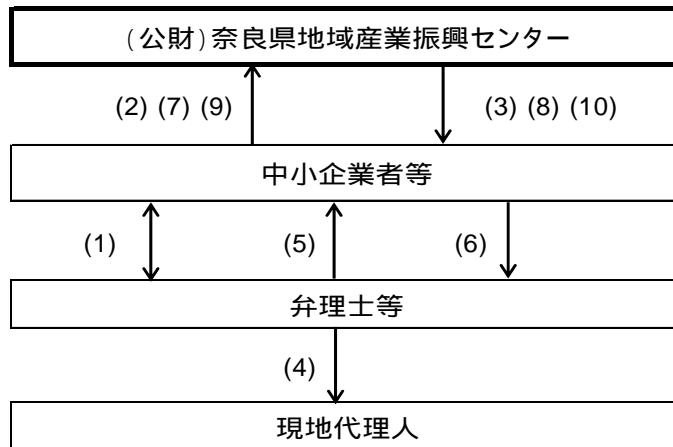
申請時に、弁理士等が中小企業者の申請事務に協力する「協力承諾書」が必要となります。

【手順】

< 採択決定まで >

- (1) 協力承諾書により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築
- (2) 中小企業者等からセンターへ交付申請書を申請

- (3) センターが審査委員会において審査を行い、採択企業に対し交付決定
 < 採択決定後 >
 = 弁理士等が外国出願 =
- (4) 弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払い
 (5) 弁理士等が中小企業者等へ外国出願経費を請求
 (6) 中小企業者等が請求書に基づき外国出願経費を弁理士等に支払い
 (7) 中小企業者等がセンターへ実績報告書等を提出
 (8) センターが実績報告書等の確認により、中小企業者等へ支払う補助金額を確定
 (9) 額の確定後、中小企業者等がセンターへ補助金請求書を提出
 (10) センターが補助金請求書に基づき補助金(外国出願経費の1/2以内)を支払い



1 2 . 暴力団排除に関する誓約事項

補助事業者となる中小企業者等からの暴力団排除にあたっては、以下の取組みを行います。

- (1) 実施要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」(以下、「誓約事項」という。)記に該当する者が行う事業については交付対象としません。
- (2) 補助事業者となる中小企業者等が誓約事項に同意し、記名押印のうえ、提出すること。
- (3) 誓約事項に違反した場合には交付決定の取消しを行うこと。

なお、補助事業者となる中小企業者等が暴力団であると判明した場合は、原則として、以下のとおり取り扱うこととなります。

交付決定前に判明した場合 補助金の交付対象としません（補助金の不交付）

補助事業期間中に判明した場合 交付決定の全部取消し

補助事業終了後に判明した場合 交付決定の全部又は一部の取消

1 3 . 交付決定の取消し、補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、実施要領に基づき、交付決定の一部又は全部を取り消し、又は変更することや既に交付した補助金がある場合は、その一部又は全部の返還を求める場合があります。

- (1) 実施要領、本公司要領の規定に違反したとき
- (2) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- (3) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- (4) 不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき など。

国内弁理士等に依頼せずに、自ら現地代理人に依頼して外国出願を行う場合や、代理人に依頼せずにハーグ出願やマドプロ出願（マドプロ出願については現地代理人を要しないため）も補助対象となります。ただし、国内弁理士等に依頼する場合と同等の書類（補助金交

付額確定の必要書類)を自らの責任でセンター宛てに提出できることを条件とし、当該申請に基づき交付決定を受けた案件について、外国出願後、必要な書類が提出できない場合は、当該補助事業者となる中小企業者等に対する交付決定を取り消すことがあります。

14. 応募手続き

(1) 募集期間

平成27年5月11日(月)～平成27年6月1日(月)(当日消印有効)

午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く。)

期限を過ぎての受付は一切できません。

採択状況に応じ、2次募集を行う場合があります。

(2) 提出書類

➤ 補助金交付申請書(様式第1-1、様式第1-2)

➤ 添付書類は以下のとおり。

	添 付 書 類
法人	<ol style="list-style-type: none">1. 登記簿謄本の写し2. 会社の事業概要(注1)3. 役員等名簿(注2)4. 直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し等5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE))6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注3)7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等)8. 先行技術調査等の結果(注4)9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し10. 県税(全税目)の滞納がないことの証明11. 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)12. その他センターが定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none">1. 住民票の写し2. 事業者の概要(注1)3. 役員等名簿(注2)4. 直近2年分の確定申告書の控え等5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE))6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注3)7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等)8. 先行技術調査等の結果(注4)9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し10. 県税(全税目)の滞納がないことの証明11. 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)12. その他センターが定める事項

事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（許可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 12. その他センターが定める事項
商工会・商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し（許可庁等に報告しているもの） 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 10. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 11. その他センターが定める事項
NPO法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 10. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 11. その他センターが定める事項

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlantPat（特許情報プラットフォーム）

による検索結果の写し、P C T 出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。

補助金交付申請書の様式は、センターホームページからダウンロード可。

郵送又持参によること。F A X、E-mail は受付不可。

法人の場合は、代表者印、会社印を押印してください。

(3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業化推進課

〒630-8031 奈良市柏木町 129 - 1 奈良県産業振興総合センター 3 階

T E L 0742 - 36 - 8312 F A X 0742 - 36 - 4010

E-mail sangyo@nara-sangyoshinko.or.jp

ホームページ <http://www.nara-sangyoshinko.or.jp>

15 . スケジュール(予定)

平成 27 年 5 月中旬 補助金交付申請書の募集

6 月中旬 第一次審査、第二次審査、採択案件の決定、交付決定

10 月 補助事業の遂行状況報告(様式第 5)

12 月 補助事業の実施期間(12 月末日まで)

平成 28 年 1 月 補助事業の実績報告(1 月末日まで)

2 月 完了検査

3 月 補助金の交付

採択状況に応じ、2 次募集を行う場合があります。

16 . その他

当事業は、国の補助を受けて実施する事業であるため、会計検査院の検査対象となる場合があります。